

山口県立大学と野田学園高等学校との 高大連携事業に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と学校法人野田学園（以下「乙」という。）とは、山口県立大学（以下「県立大学」という。）と野田学園高等学校（以下「野田学園」という。）との連携について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、相互に連携し、交流を深めることにより、県立大学及び野田学園における教育内容の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るための事業（以下「高大連携事業」という。）に取り組むものとする。

（高大連携事業の内容）

第2条 高大連携事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 県立大学による公開講座及び出前講義の実施
- (2) 野田学園による県立大学の学生の教育実習等への協力
- (3) 野田学園による県立大学の補習授業への支援
- (4) 大学祭、学園祭、課外活動などにおける交流活動の実施
- (5) その他高大連携事業の目的を達成するために必要と認められる事業

（推進組織）

第3条 甲及び乙は、その代表で組織する高大連携推進会議を設置し、高大連携事業の内容について協議するとともに、その実施に当たるものとする。

（実施時期）

第4条 高大連携事業は、平成19年度から実施する。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の4ヶ月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月17日

公立大学法人山口県立大学理事長

丸見正彦

学校法人野田学園理事長

丸見正彦